

### 計画の基本理念

- 障がいのある人の自己決定・自己選択の尊重
- 市を主体とする仕組みと3障がいにかかわるサービスの充実
- 地域生活移行や就労支援等に対するサービス提供体制の整備

## 「芦屋市第3期障害福祉計画」の取り組みを進めています

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/FAX38-2178

市では、本年3月に平成24年度から26年度までを計画期間とする「芦屋市第3期障害福祉計画」を策定しました。

この計画では、障がい福祉サービスなどの3年間における事業の見込量を定めるとともに、障がいのある人の「福祉施設等から地域生活への移行」と「一般就労への移行」を推進するための施策などを定めましたので、その概要と実施状況をお知らせします。

### 地域生活への移行の推進

障がいのあるなしかかわらず、ともに地域に暮らす住民として生活することができるよう、次のからの施策に取り組めます。

#### ①障がいに関する地域理解の促進

■啓発冊子の作成・配布  
障がいへの理解を深めるために作成した啓発冊子を学校教育の場でも活用し、啓発を行っています。



#### ②相談支援体制の充実

■相談支援事業の充実  
障がいのある人の日常生活に関することや福祉サービスのことなどさまざまなご相談について、より充実した対応ができるよう、基幹相談支援センターの設置を検討します。

#### ③障がい福祉サービス等の円滑な提供体制づくり

■地域における権利擁護支援の担い手の育成・確保  
障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護支援センターにおいて研修を実施し、地域で権利擁護支援を担う人材の育成・確保を図っています。

#### ④生活の場の確保

■グループホーム・ケアホーム  
開設に係る補助  
新規開設に伴う改修費や備品整備等に対する補助を実施することにより、開設を支援しています。

## “働きたい”を応援してください

保健福祉センターの1階にある「兵庫県阪神南障害者就業・生活支援センター」は、厚生労働省と兵庫県の委託を受け、市が委託している就労支援員とともに障がいのあるかたの就業と生活の支援を行う事業所です。

当センターでは、障がいのあるかたが就職活動を進める上で、仕事について考え、自分の適正について知ることができ、働く意味や就労マナー等多くのことを学ぶ機会となる職場見学・職場体験を就労支援の一環として積極的に行っています。



市内の会社での職場体験

期間の長短に関わらず、職場体験や雇用を検討していただける会社やお店がありましたら、ご連絡をお待ちしています。助成金等の制度の説明など情報提供も行っています。

■日 時 平日・午前9時～午後5時30分  
■場 所 保健福祉センター1階

問い合わせ  
就業・生活支援センター ☎22-5085/FAX32-7529



### 福祉マップ「おしえて! 芦屋っふ」を作成しました

障がいのあるかたの生活に沿ったサービスを「相談」「居宅」「日中」「働く」「泊まる」に分類し、事業所の概要やPRポイントを地図や写真・イラストを交えて紹介した冊子です。

福祉マップは、障害福祉課・保健福祉センターで配布しています。(市のホームページでもご覧いただけます。)

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/FAX38-2178

#### 《「障害者」の「害」表記について》

市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については、変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

一般就労への移行の推進  
障がいのある人の就労の場を確保するため、次の施策に取り組めます。

■就労支援員の常勤での配置  
保健福祉センターの総合相談窓口、就労支援員を配置し、兵庫県阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携強化により、一般就労への移行を進めています。

■短期雇用事業の検討  
障がいのある人が市役所内の職場で働くことにより、就労に係る知識および職業能力の向上が図れるよう、短期雇用について検討します。



#### グループホーム・ケアホーム

体験利用期間中の移動支援の利用  
入所施設や病院から地域生活に移行するために、グループホーム・ケアホームを体験利用する場合、その期間中の社会参加等を支援するため、ヘルパーによる移動支援を行っています。

「芦屋市第3期障害福祉計画」は、市ホームページ・市役所北館1階の行政情報コーナー等でご覧いただけます。



授産品販売コーナー

■授産品販売コーナーの設置  
市役所および保健福祉センターに、障がい福祉サービス事業所等の授産品販売コーナーを定期的に設置し、販売経路拡大のための支援を行っています。



## 障がい団体の活動内容

障がいのある人や、保護者が「会」を結成し、研修会や親睦を深めるためのさまざまな活動をしています。1人で悩まずに、まずは相談してみませんか？

芦屋市身体障害者福祉協会 問い合わせ 杉田 (☎22-4598)	視覚・聴覚・肢体・内部の、身体障害者手帳を持つ人の団体です。会報による情報共有と旅行やスポーツ、作品展や研修会に参加してきずなを深め、困ったときに声を掛け合える会を目指しています。
芦屋市身体障害児者父母の会 問い合わせ 木村 (☎22-0827)	昭和38年設立。身体障がい児・者の育成と自立生活を支援し、福祉の推進と会員相互の親睦を目的としています。情報の提供や情報交換会(親睦会)研修会の開催やレクリエーション・各種イベントを開催しています。
芦屋市手をつなぐ育成会 問い合わせ 朝倉 (☎31-0670)	療育手帳を持っている人と保護者の会です。障がいのある人が、地域で生き生きと暮らせるよう、より良い環境づくりに力を入れて活動しています。
芦屋家族会 問い合わせ 島 (☎55-7702)	平成17年に発会した心に障がいを持つ人の家族の集まりです。17人と少数ですが、やわらかな支え合いを大切に、月1回の例会の開催とAMSC(芦屋メンタルサポートセンター)との合同紙「もく」を発行しています。

上記のほかにも、障がいのある人や家族を支える会があります。詳しくは下記へ

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/FAX38-2178